二　決定論的一号収支分析（十年間）を行った場合　全てのシナリオについて、一号分析期間の期初以降の五年間の各事業年度末において資産が責任準備金を下回る額の現在価値の最大値を計算した値の最大値

4～6　（略）

7　共済計理人は、一号収支分析（全期間）を行った場合において、一号分析期間の期末における資産の額から責任準備金の額を控除した額の現在価値（以下「収支相当額」という。）及び収支相当額を無リスク利回りに関するシナリオごとに合計した額を附属報告書に記載しなければならない。

（三号収支分析の前提）

第十一条　三号収支分析の前提は、次に規定するところにより設定しなければならない。

一　無リスク利回りは、三号分析期間の期初以降、基準時点の利付国庫債券（十年）応募者利回りのまま推移するものとすること。

二～六　（略）

○厚生労働省告示第百六十五号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の八第一項及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第三条第一項の規定に基づき、職業能力開発促進法第十五条の八第一項及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第三条第一項の規定に基づく計画（平成二十九年厚生労働省告示第百三十六号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　総則	第一　総則
一　（略）	一　（略）
二　計画期間	二　計画期間
計画期間は、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までとする。	計画期間は、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までとする。
三　（略）	三　（略）

二　決定論的一号収支分析を行った場合　すべてのシナリオについて、一号分析期間の期初以降の五年間の各事業年度末において資産が責任準備金を下回る額の現在価値の最大値を計算した値の最大値

4～6　（略）

（新設）

（三号収支分析の前提）

第十一条　三号収支分析の前提は、次の各号に規定するところにより設定しなければならない。

一　無リスク利回りは、三号分析期間の期初以降、基準時点の長期国債応募者利回りのまま推移するものとすること。

二～六　（略）

七　三号分析期間の期初において、既に実施している事業の運営方針の変更又は関係法令の改正がある場合は、これを反映すること。

2　（略）

（三号の二収支分析の前提）

第十六条　三号の二収支分析の前提は、次に規定するところにより設定しなければならない。

一　無リスク利回りは、三号の二分析期間の期初以降、基準時点の利付国庫債券（十年）応募者利回りのまま推移するものとすること。

二～六　（略）

七　三号の二分析期間の期初において、既に実施している事業の運営方針の変更又は関係法令の改正がある場合は、これを反映すること。

2・3　（略）

七　三号分析期間の期初において、既に実施している事業の運営方針の変更又は法令の改正がある場合は、これを反映すること。

2　（略）

（三号の二収支分析の前提）

第十六条　三号の二収支分析の前提は、次の各号に規定するところにより設定しなければならない。

一　無リスク利回りは、三号の二分析期間の期初以降、基準時点の長期国債応募者利回りのまま推移するものとすること。

二～六　（略）

七　三号の二分析期間の期初において、既に実施している事業の運営方針の変更又は法令の改正がある場合は、これを反映すること。

2・3　（略）